

## 天塩町民保養センター

「てしお温泉夕映」「てしお温泉夕映本館」「てしお温泉夕映新館」

指定管理者公募にかかる

## 資料一覧

## 令和4年度 天塩町観光施設入込客状況

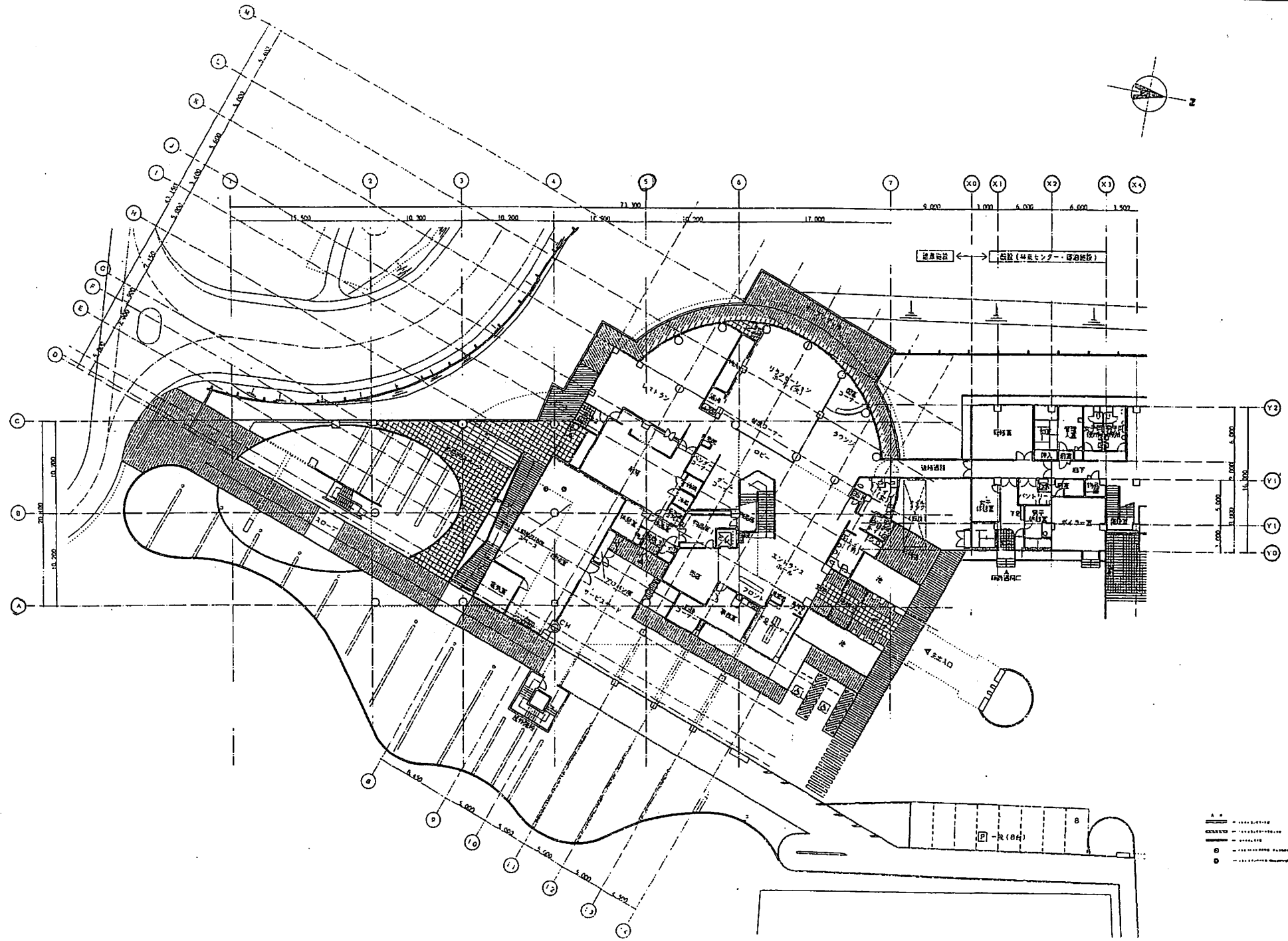
| 令和5年3月31日現在     |           |        |        |        |        |        |         |        |        |        |        |        |        |         | 前年度     | 対比      | 対比(%)   |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 月               |           | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月      | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     | 計       |         |         |         |
| 川 口 遺 跡 風 景 林   |           | 0      | 77     | 45     | 56     | 51     | 30      | 27     |        |        |        |        |        | 286     | 415     | △ 129   | 69%     |
| 天 塩 川 歴 史 資 料 館 | 2.5.1オープン | 0      | 148    | 121    | 213    | 223    | 131     | 118    |        |        |        |        |        | 954     | 430     | 524     | 222%    |
| 情報交流センター(道の駅)   |           | 20,043 | 21,060 | 33,020 | 55,915 | 67,757 | 53,294  | 36,343 | 23,979 | 16,347 | 11,967 | 12,122 | 20,612 | 372,459 | 277,030 | 95,429  | 134%    |
| 鏡 沼 海 浜 公 園     |           | 0      | 629    | 1,032  | 2,345  | 3,291  | 1,289   | 507    |        |        |        |        |        | 9,093   | 6,637   | 2,456   | 137%    |
| 公 園             |           | 0      | 281    | 470    | 427    | 360    | 415     | 172    |        |        |        |        |        | 2,125   | 2,116   | 9       |         |
| フリーサイト          |           | 0      | 66     | 184    | 687    | 1,162  | 314     | 54     |        |        |        |        |        | 2,467   | 1,983   | 484     |         |
| カーサイト           |           | 0      | 63     | 151    | 354    | 309    | 113     | 32     |        |        |        |        |        | 1,022   | 464     | 558     |         |
| オートサイト          |           | 0      | 35     | 50     | 174    | 357    | 32      | 44     |        |        |        |        |        | 692     | 452     | 240     |         |
| バンガロー           |           | 0      | 51     | 99     | 283    | 508    | 166     | 53     |        |        |        |        |        | 1,160   | 782     | 378     |         |
| オートバンガロー        |           | 0      | 68     | 61     | 212    | 372    | 158     | 75     |        |        |        |        |        | 946     | 498     | 448     |         |
| ライダーハウス         |           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 6       | 23     |        |        |        |        |        | 29      | 4       | 25      |         |
| 貸テント            |           | 0      | 0      | 0      | 10     | 8      | 4       | 0      |        |        |        |        |        | 22      | 18      | 4       |         |
| バーベキューコーナー      |           | 0      | 61     | 7      | 188    | 212    | 79      | 53     |        |        |        |        |        | 600     | 308     | 292     |         |
| シーズン券利用者        |           | 0      | 4      | 10     | 10     | 3      | 2       | 1      |        |        |        |        |        | 30      | 12      | 18      |         |
| て し お 温 泉 タ 映   |           | 3,389  | 4,601  | 4,759  | 6,319  | 6,440  | 4,575   | 4,350  | 2,949  | 2,567  | 2,958  | 2,952  | 3,843  | 49,702  | 41,067  | 8,635   | 121%    |
| 宿 泊 客           |           | 588    | 843    | 867    | 878    | 939    | 780     | 717    | 472    | 294    | 238    | 356    | 441    | 7,413   | 7,505   | △ 92    |         |
| 入 浴 客           |           | 2,801  | 3,758  | 3,892  | 5,441  | 5,501  | 3,795   | 3,633  | 2,477  | 2,273  | 2,720  | 2,596  | 3,402  | 42,289  | 33,562  | 8,727   |         |
| イ ベ ン ト         |           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       | 0       | 0       | #DIV/0! |
| 第7回天塩フェスタ       | 中止        |        |        |        | 0      |        |         |        |        |        |        |        |        | 0       | 0       | 0       |         |
| 第39回鏡沼しじみまつり    | 中止        |        |        |        | 0      |        |         |        |        |        |        |        |        | 0       | 0       | 0       |         |
| 第31回雄信内夏まつり     | 中止        |        |        |        |        | 0      |         |        |        |        |        |        |        | 0       | 0       | 0       |         |
| 第13回てしお味覚まつり    | 中止        |        |        |        |        |        | 0       |        |        |        |        |        |        | 0       | 0       | 0       |         |
| 計               |           | 24,000 | 27,566 | 40,562 | 66,570 | 79,273 | 61,016  | 42,950 | 28,339 | 19,863 | 15,756 | 16,125 | 25,367 | 447,387 | 339,533 | 107,854 | 132%    |
|                 |           |        |        |        |        | 上期計    | 298,987 |        |        |        |        |        |        | 下期計     | 148,400 |         |         |

令和5年度 天塩町観光施設入込客状況

| 令和6年3月31日現在     |           |        |        |        |        |             |        |        |        |        |        |        |        |             | 前年度     | 対比      | 対比(%)   |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|---------|---------|---------|
| 月               |           | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月          | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     | 計           |         |         |         |
| 川 口 遺 跡 風 景 林   |           | 0      | 34     | 27     | 37     | 19          | 33     | 12     |        |        |        |        |        | 162         | 286     | △ 124   | 57%     |
| 天 塩 川 歴 史 資 料 館 | 2.5.1オープン | 0      | 139    | 130    | 312    | 205         | 194    | 88     |        |        |        |        |        | 1,068       | 954     | 114     | 112%    |
| 情報交流センター(道の駅)   |           | 19,643 | 39,286 | 44,721 | 55,275 | 60,059      | 38,200 | 35,916 | 24,906 | 14,307 | 13,243 | 11,181 | 17,416 | 374,153     | 372,459 | 1,694   | 100%    |
| 鏡 沼 海 浜 公 園     |           | 0      | 818    | 1,486  | 2,771  | 2,706       | 1,532  | 656    |        |        |        |        |        | 9,969       | 9,093   | 876     | 110%    |
| 公 園             |           | 0      | 328    | 319    | 493    | 244         | 265    | 197    |        |        |        |        |        | 1,846       | 2,125   | △ 279   |         |
| フリーサイト          |           | 0      | 40     | 228    | 449    | 769         | 297    | 34     |        |        |        |        |        | 1,817       | 2,467   | △ 650   |         |
| カーサイト           |           | 0      | 58     | 167    | 307    | 205         | 90     | 25     |        |        |        |        |        | 852         | 1,022   | △ 170   |         |
| オートサイト          |           | 0      | 44     | 63     | 207    | 181         | 52     | 14     |        |        |        |        |        | 561         | 692     | △ 131   |         |
| バンガロー           |           | 0      | 118    | 247    | 294    | 393         | 212    | 88     |        |        |        |        |        | 1,352       | 1,160   | 192     |         |
| オートバンガロー        |           | 0      | 84     | 101    | 218    | 297         | 168    | 59     |        |        |        |        |        | 927         | 946     | △ 19    |         |
| ライダーハウス         |           | 0      | 42     | 101    | 253    | 277         | 147    | 36     |        |        |        |        |        | 856         | 29      | 827     |         |
| 貸テント            |           | 0      | 0      | 0      | 0      | 8           | 0      | 4      |        |        |        |        |        | 12          | 22      | △ 10    |         |
| バーベキューコーナー      |           | 0      | 100    | 252    | 534    | 332         | 300    | 199    |        |        |        |        |        | 1,717       | 600     | 1,117   |         |
| シーズン券利用者        |           | 0      | 4      | 8      | 16     | 0           | 1      | 0      |        |        |        |        |        | 29          | 30      | △ 1     |         |
| て し お 温 泉 夕 映   |           | 3,018  | 4,263  | 5,360  | 6,214  | 5,929       | 4,337  | 3,888  | 2,070  | 2,839  | 2,776  | 2,753  | 3,281  | 46,728      | 49,702  | △ 2,974 | 94%     |
| 宿 泊 客           |           | 413    | 631    | 836    | 986    | 1,016       | 826    | 701    | 353    | 344    | 306    | 477    | 370    | 7,259       | 7,413   | △ 154   |         |
| 入 浴 客           |           | 2,605  | 3,632  | 4,524  | 5,228  | 4,913       | 3,511  | 3,187  | 1,717  | 2,495  | 2,470  | 2,276  | 2,911  | 39,469      | 42,289  | △ 2,820 |         |
| イ ベ ン ト         |           | 0      | 0      | 0      | 8,000  | 150         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 8,150       | 0       | 8,150   | #DIV/0! |
| てしお川しじみまつり      |           |        |        |        | 8,000  |             |        |        |        |        |        |        |        | 8,000       | 0       | 8,000   |         |
| 第31回雄信内夏まつり     |           |        |        |        |        | 150         |        |        |        |        |        |        |        | 150         | 0       | 150     |         |
| 計               |           | 23,229 | 45,392 | 53,089 | 74,250 | 70,782      | 45,829 | 42,034 | 28,149 | 17,847 | 16,655 | 14,563 | 21,039 | 452,858     | 447,387 | 5,471   | 101%    |
|                 |           |        |        |        |        | 上期計 312,571 |        |        |        |        |        |        |        | 下期計 140,287 |         |         |         |

## 令和6年度 天塩町観光施設入込客状況

| 令和7年3月31日現在     |           |        |        |        |        |        |        |         |        |        |        |        |        |         | 前年度     | 対比       | 対比(%)   |
|-----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|----------|---------|
| 月               |           | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月     | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     | 計       |         |          |         |
| 川 口 遺 跡 風 景 林   |           | 0      | 56     | 46     | 42     | 57     | 65     | 21      |        |        |        |        |        | 287     | 162     | 125      | 177%    |
| 天 塩 川 歴 史 資 料 館 | 2.5.1オープン | 0      | 181    | 213    | 220    | 247    | 197    | 78      |        |        |        |        |        | 1,136   | 1,068   | 68       | 106%    |
| 情報交流センター(道の駅)   |           | 21,289 | 34,467 | 39,942 | 47,184 | 62,104 | 49,809 | 34,786  | 19,237 | 15,346 | 9,399  | 10,738 | 14,692 | 358,993 | 374,153 | △ 15,160 | 96%     |
| 鏡 沼 海 浜 公 園     |           | 0      | 591    | 976    | 2,222  | 2,896  | 1,787  | 363     |        |        |        |        |        | 8,835   | 9,969   | △ 1,134  | 89%     |
| 公 園             |           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       |        |        |        |        |        | 0       | 1,846   | △ 1,846  |         |
| フリーサイト          |           | 0      | 40     | 88     | 426    | 807    | 257    | 42      |        |        |        |        |        | 1,660   | 1,817   | △ 157    |         |
| カーサイト           |           | 0      | 62     | 124    | 268    | 258    | 128    | 44      |        |        |        |        |        | 884     | 852     | 32       |         |
| オートサイト          |           | 0      | 52     | 98     | 149    | 328    | 91     | 9       |        |        |        |        |        | 727     | 561     | 166      |         |
| バンガロー           |           | 0      | 58     | 181    | 468    | 457    | 292    | 50      |        |        |        |        |        | 1,506   | 1,352   | 154      |         |
| オートバンガロー        |           | 0      | 91     | 134    | 362    | 334    | 220    | 48      |        |        |        |        |        | 1,189   | 927     | 262      |         |
| ライダーハウス         |           | 0      | 34     | 191    | 195    | 202    | 193    | 46      |        |        |        |        |        | 861     | 856     | 5        |         |
| 貸テント            |           | 0      | 0      | 0      | 10     | 8      | 0      | 4       |        |        |        |        |        | 22      | 12      | 10       |         |
| バーベキューコーナー      |           | 0      | 253    | 158    | 337    | 500    | 603    | 120     |        |        |        |        |        | 1,971   | 1,717   | 254      |         |
| シーズン券利用者        |           | 0      | 1      | 2      | 7      | 2      | 3      | 0       |        |        |        |        |        | 15      | 29      | △ 14     |         |
| て し お 温 泉 夕 映   |           | 3,088  | 4,206  | 5,588  | 6,112  | 6,426  | 4,856  | 3,918   | 2,787  | 2,633  | 2,768  | 2,549  | 3,144  | 48,075  | 46,728  | 1,347    | 103%    |
| 宿 泊 客           |           | 531    | 747    | 954    | 1,035  | 1,014  | 900    | 764     | 470    | 253    | 165    | 200    | 222    | 7,255   | 7,259   | △ 4      |         |
| 入 浴 客           |           | 2,557  | 3,459  | 4,634  | 5,077  | 5,412  | 3,956  | 3,154   | 2,317  | 2,380  | 2,603  | 2,349  | 2,922  | 40,820  | 39,469  | 1,351    |         |
| イ ベ ン ト         |           | 0      | 0      | 0      | 9,500  | 200    | 0      | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 9,700   | 8,150   | 1,550    | 119%    |
| てしお川しじみまつり      |           |        |        |        | 8,000  |        |        |         |        |        |        |        |        | 8,000   | 8,000   | 0        |         |
| 天塩川花火大会         |           |        |        |        | 1,500  |        |        |         |        |        |        |        |        | 1,500   | 0       | 1,500    |         |
| 第32回雄信内夏まつり     |           |        |        |        |        | 200    |        |         |        |        |        |        |        | 200     | 150     | 50       |         |
| 計               |           | 24,893 | 40,455 | 48,400 | 66,920 | 73,347 | 58,317 | 40,548  | 23,141 | 18,702 | 12,785 | 13,907 | 18,165 | 439,580 | 452,858 | △ 13,278 | 97%     |
|                 |           |        |        |        |        | 上期計    |        | 312,332 |        |        |        |        |        |         | 下期計     |          | 127,248 |



A 1/200  
 B 1/200  
 C 1/200  
 D 1/200





研修棟 1階平面図 (改修後)

- 7/8ミ製床下点検口450x450 新設
- 7/8ミ製床下点検口600x600 新設



株式会社アクティ建築設計

一級建築士事務所 (石) 登録第3375号  
一級建築士登録 第158971号 田所 裕司

Date 2017.07  
Scale A1:1: 100  
A3:1: 200

Check ☐

Design ☐

Drawn ☐

Project

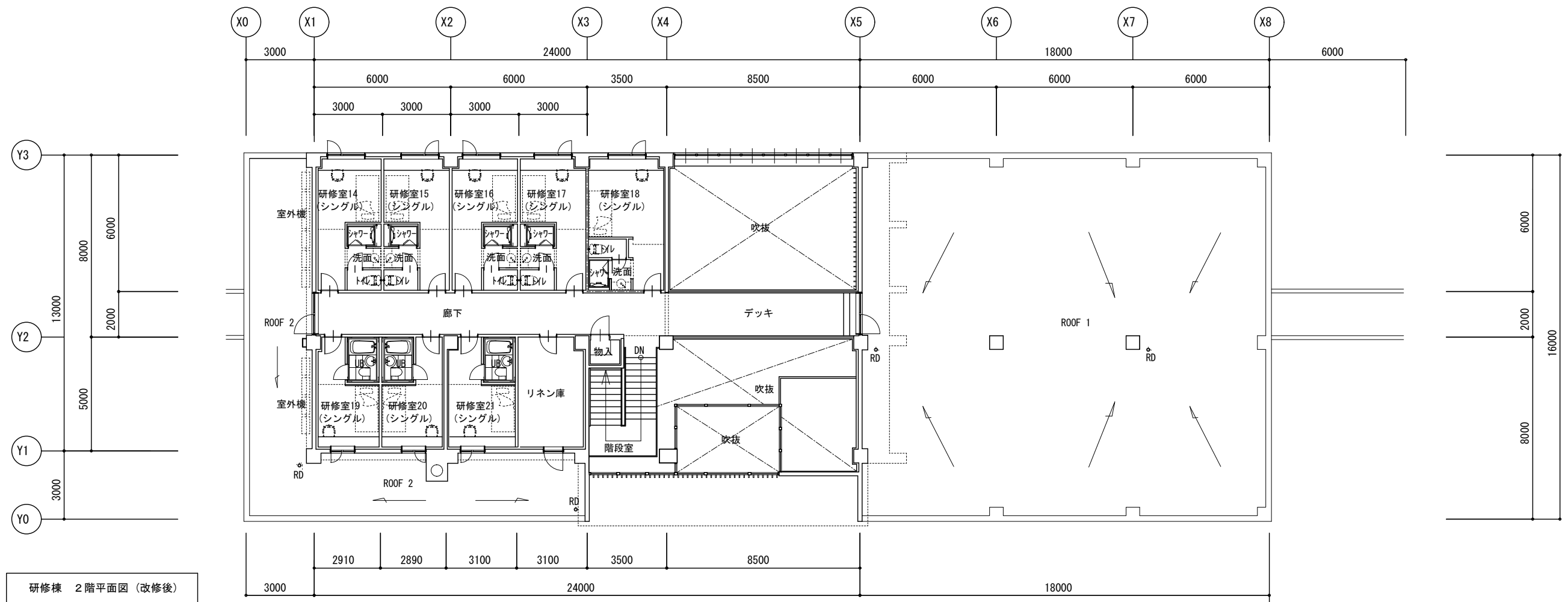
シェアリングエコノミー拠点等整備工事 (建築主体工事)

Title

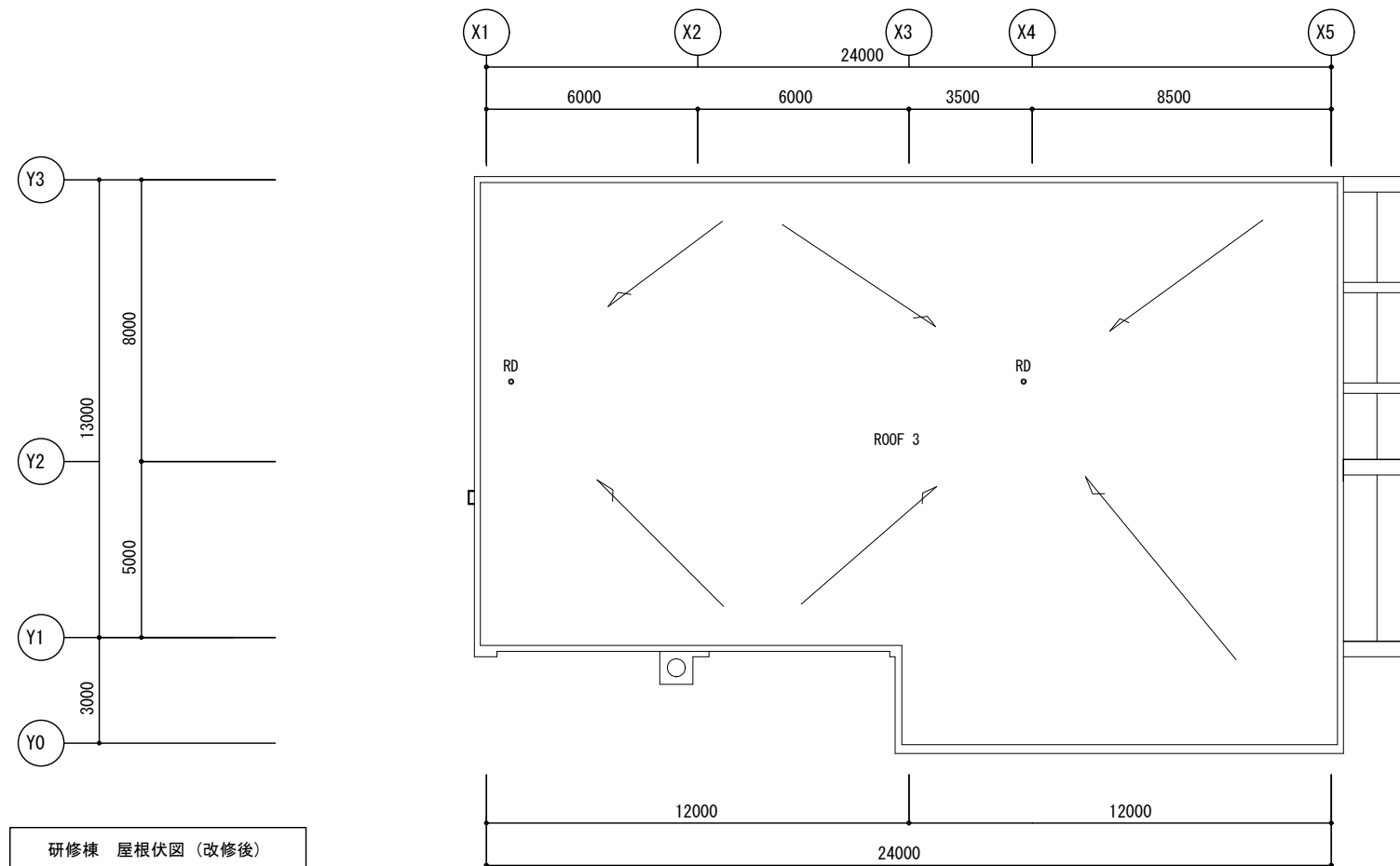
研修棟 1階平面図 (改修後)

No.

A-16



研修棟 2階平面図 (改修後)



研修棟 屋根伏図 (改修後)



株式会社アクティ建築設計

一級建築士事務所 (石) 登録第3375号  
一級建築士登録 第158971号 田所 裕司

Date 2017.07  
Scale A1:1: 100  
A3:1: 200

Check

Design

Drawn

Project

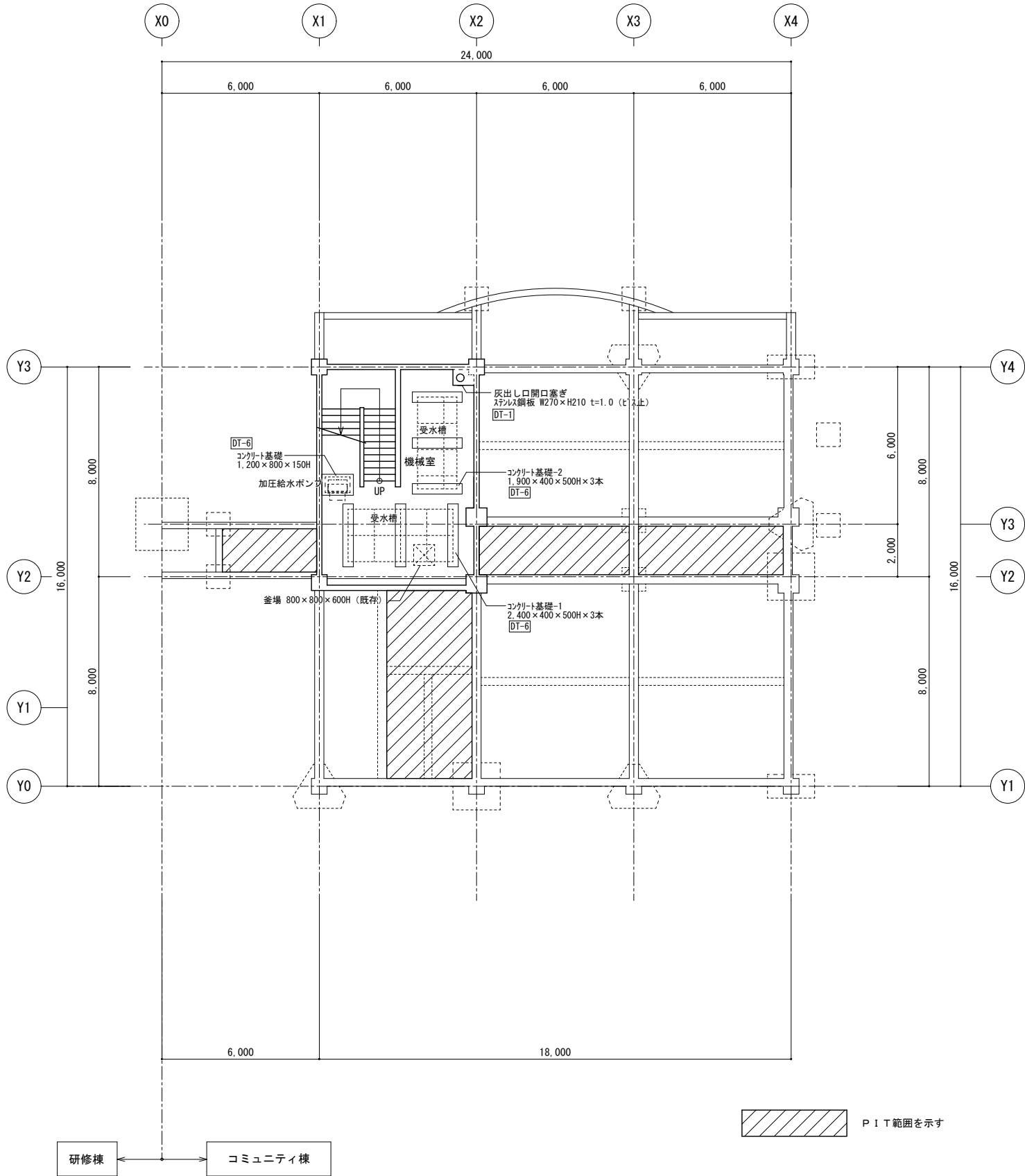
Title

No.

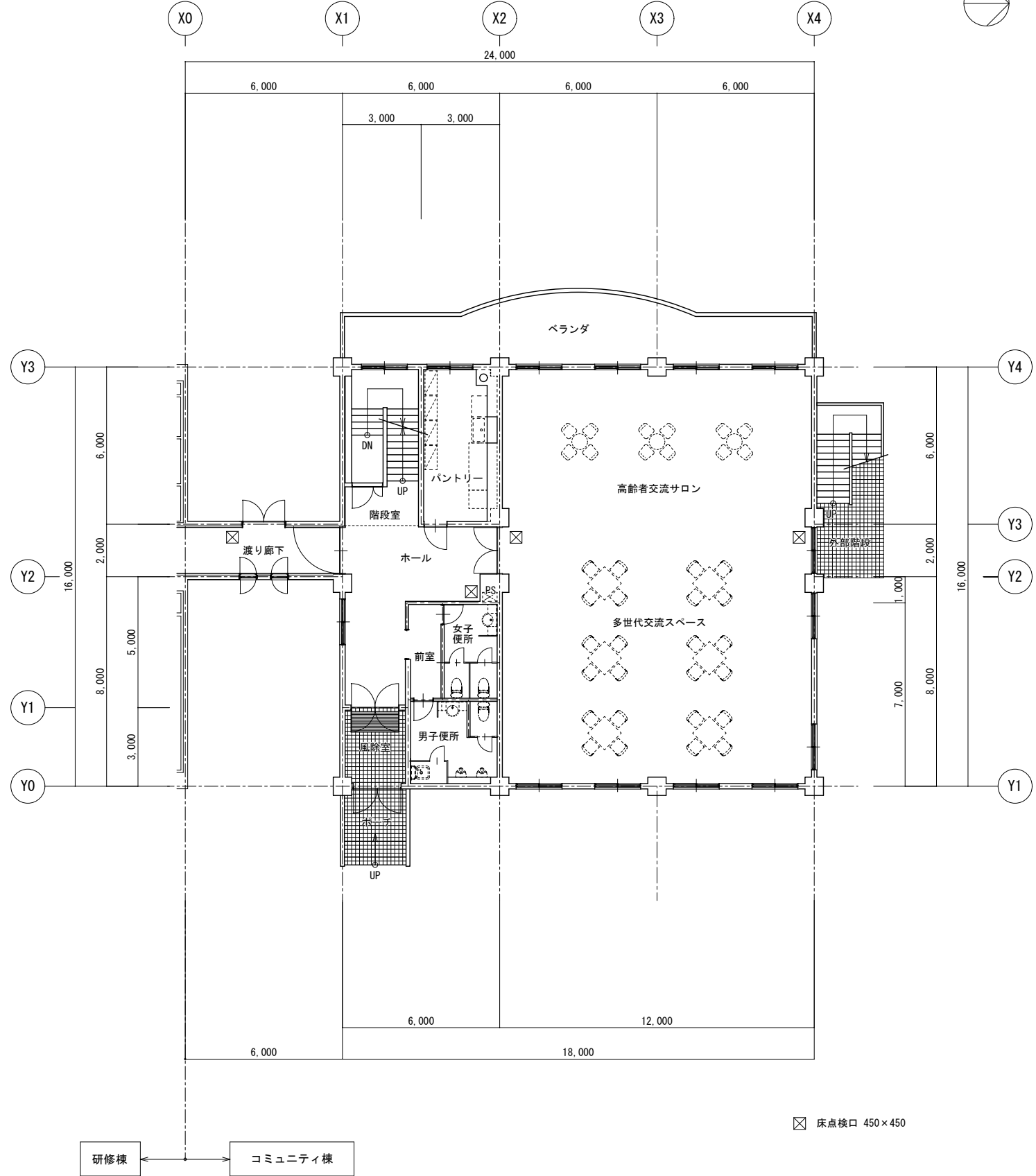
シェアリングエコノミー拠点等整備工事 (建築主体工事)

研修棟 2階平面図 (改修後)

A-17



コミュニティ棟B 1階平面図 (改修後)



コミュニティ棟 1階平面図 (改修後)



株式会社アクティ建築設計 一級建築士事務所 (石) 登録第3375号

一級建築士登録 第158971号 田所 裕司

Date 2017.07  
Scale A1:1/100  
A3:1/200

Check  
□

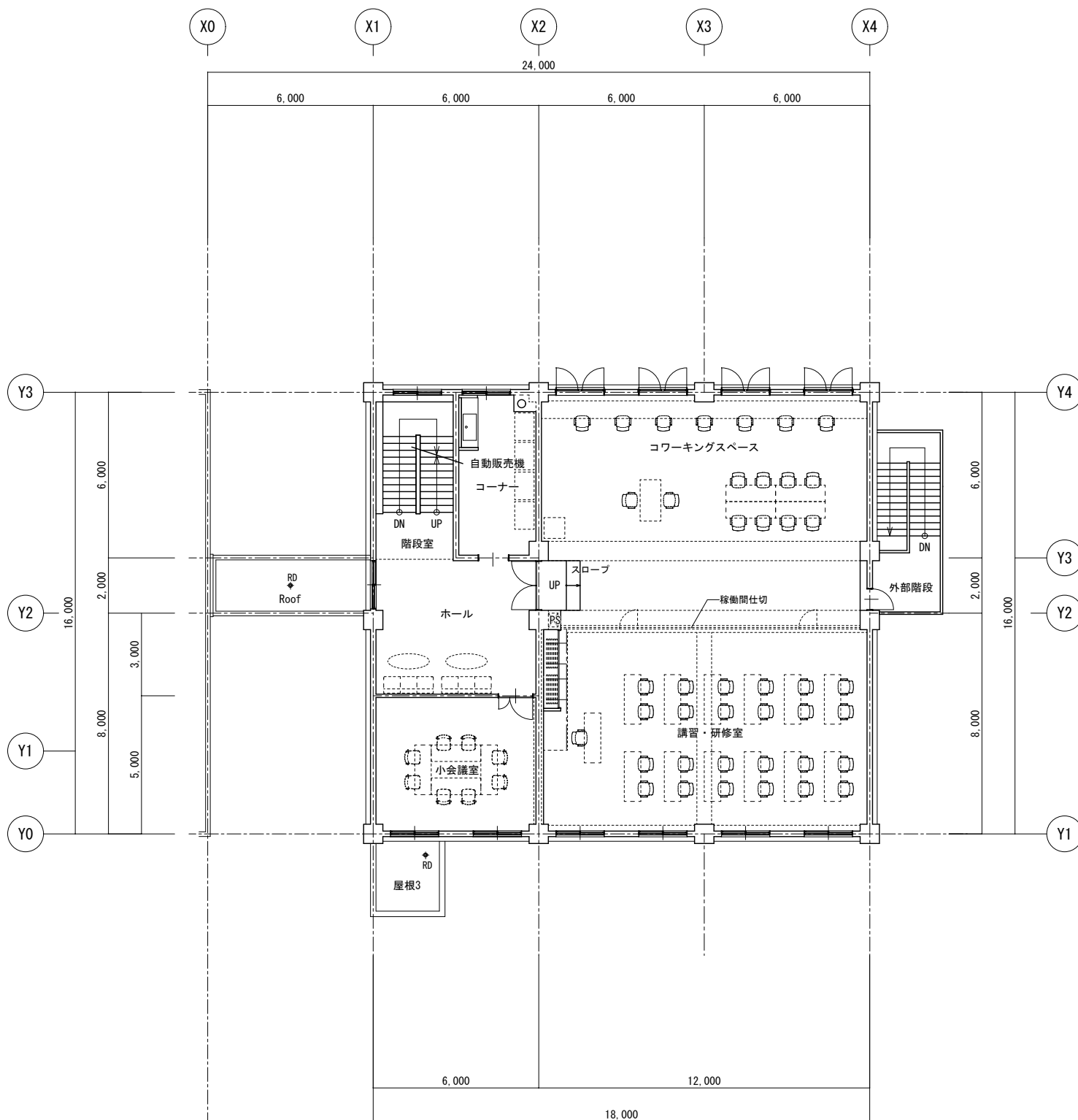
Design  
□

Drawn  
□

Project  
シェアリングエコノミー拠点等整備工事 (建築主体工事)

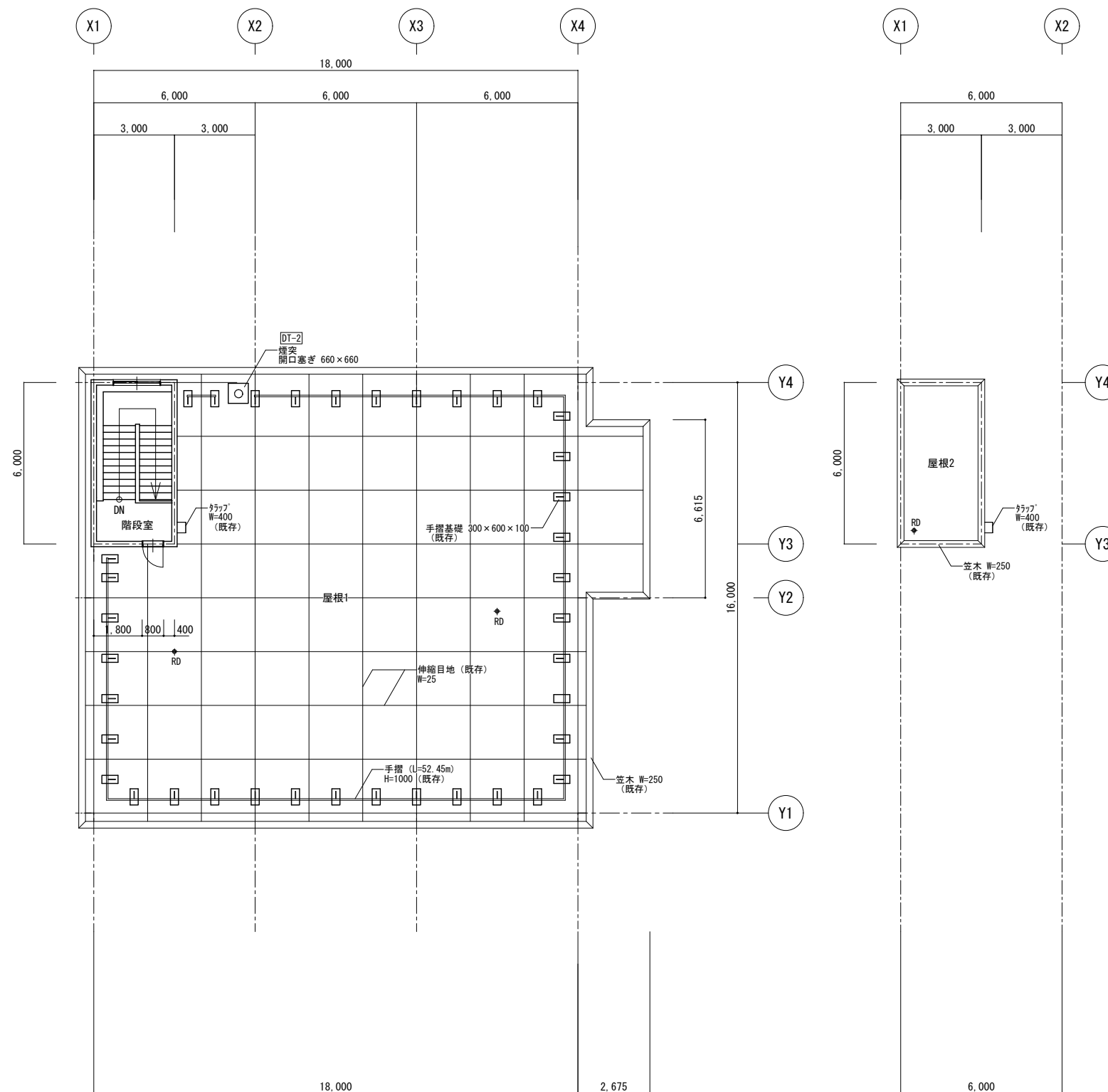
Title  
コミュニティ棟  
地階・1階平面図 (改修後)

No.  
A-76



研修棟 ← → コミュニティ棟

コミュニティ棟 2階平面図 (改修後)



コミュニティ棟PH階平面図 (改修後)

改正

平成13年 3 月16日 条例第12号  
平成17年12月20日 条例第23号  
平成25年 4 月30日 条例第19号  
平成27年 9 月18日 条例第23号  
平成27年12月18日 条例第30号  
平成29年12月15日 条例第16号  
令和 2 年 3 月19日 条例第 3 号

天塩町民保養センター設置条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、町民の保養と健康増進を図り、活力ある地域づくりの促進と観光の振興に寄与するため、天塩町民保養センター（以下「保養センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

**第 2 条** 保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 天塩町民保養センター「てしお温泉 夕映」

位置 天塩町字サラキシ5807番地の 5

(指定管理者による管理)

**第 3 条** 保養センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務)

**第 3 条の 2** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 保養センターの利用許可に関する業務
- (2) 保養センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保養センターの運営に関して町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第 3 条の 3** 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、保養センターの管理を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

**第 3 条の 4** 保養センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 入浴時間 平日は、午前11時から午後10時までとし、土・日・祝日は、午前10時から午後10時までとする。ただし、受付終了時間は、それぞれ午後 9 時までとする。
- (2) その他指定管理者が必要と認めたときは、町長の承認を得て利用時間を変更し、又は休館することができる。

(利用の制限)

**第 4 条** 指定管理者は次のいずれかに該当するときは、利用の制限又は停止をすることができる。

- (1) 利用目的が保養センターの設置目的に反するとき。
- (2) 保養センターの施設、建物又は施設付属備品等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(利用料)

**第 5 条** 保養センターの利用者は、その利用に係る利用料（以下「利用料」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 町長は、指定管理者に、利用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。  
(利用料の減免)

**第6条** 指定管理者は、公用に供し又は特別の事由により公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、前条に定める利用料の全部又は一部を減免することができる。  
(利用料の不還付)

**第7条** 既納利用料は、還付しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて保養センターの利用を中止した場合、その他町長が返還することを相当と認めたときは、既納の利用料の全部又は一部を返還することができる。  
(町長による管理)

**第8条** 第3条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、保養センターの管理に係る業務を行うことができる。  
(損害賠償)

**第9条** 利用者は、保養センターの施設、建物若しくは施設付属備品等を毀損し、又は滅失した場合においては、町長の認定により損害賠償をしなければならない。  
(規則の委任)

**第10条** この条例の施行に関し、必要な事項は別に規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成13年3月16日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年12月20日条例第23号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他指定管理者を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成25年4月30日条例第19号)

(施行期日)

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

**附 則** (平成27年9月18日条例第23号)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他指定管理者を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則** (平成27年12月18日条例第30号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(天塩町民保養センター指定管理者候補者評価委員会設置条例の廃止)
- 2 天塩町民保養センター指定管理者候補者評価委員会設置条例(平成27年条例第19号)は廃止する。  
(報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 3 報酬及び費用弁償支給条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。  
別表中「天塩町民保養センター指定管理者候補者評価委員会」を「指定管理者評価委員会」に改める。

**附 則** (平成29年12月15日条例第16号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

1 一般入浴料

| 区分 | 入浴料  | 回数券    | 回数券     | 摘要    |
|----|------|--------|---------|-------|
|    |      | (10枚綴) | (50枚綴)  |       |
| 大人 | 600円 | 5,100円 | 24,400円 | 中学生以上 |
| 小人 | 300円 | —      | —       | 小学生   |

2 家族風呂入浴料

| 区分   | 利用料    | 摘要     |
|------|--------|--------|
| 家族風呂 | 1,000円 | 1 時間当り |

改正

昭和63年9月24日 条例第6号  
平成元年3月15日 条例第15号  
平成3年3月13日 条例第6号  
平成9年3月19日 条例第7号  
平成12年3月17日 条例第23号  
平成14年6月20日 条例第16号  
平成17年12月20日 条例第22号  
平成25年4月30日 条例第20号  
平成27年9月18日 条例第24号  
平成29年12月15日 条例第14号  
平成30年3月15日 条例第7号

天塩町林業研修センター設置条例

(設置)

**第1条** 天塩町は、地域林業の協業活動の円滑な推進と地域住民の福祉向上に資することを目的とし、天塩町林業研修センター（以下「研修センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 てしお温泉夕映本館

位置 天塩町字サラキシ5807番地の2

(指定管理者による管理)

**第3条** 研修センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務)

**第3条の2** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 研修センターの利用許可に関する業務

(2) 研修センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、研修センターの運営に関して町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第3条の3** 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、研修センターの管理を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

**第3条の4** 研修センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

(2) 宿泊をするものは、午後3時から午前10時までとする。

(3) その他指定管理者が必要と認めたときは、町長の承認を得て利用時間を変更し、又は休館することができる。

(利用の許可)

**第4条** 研修センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、許可を与える場合において、研修センターの運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の不許可)

**第5条** 指定管理者は、公益上又は施設の保全上に支障があると認められるときは、利用を許可しないことができる。

(許可の取消し)

**第6条** 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取消し、利用を制限し、又は退去させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するとき。

(2) その他指定管理者が特に研修センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用料)

**第7条** 研修センターの利用者は、その利用に係る利用料（以下「利用料」という。）を支払わなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 町長は、指定管理者に、利用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料の減免)

**第8条** 指定管理者は、公用に供し又は特別の事由により公益上特に必要があると認めるとき、その他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、前条に定める利用料の全部又は一部を減免することができる。

(利用料の不還付)

**第9条** 既納利用料は、還付しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて研修センターの利用を中止した場合、その他町長が返還することを相当と認めたときは、既納の利用料の全部又は一部を返還することができる。

(目的外利用権利譲渡の禁止)

**第10条** 研修センターの利用者は、許可目的以外の目的に利用し又はその利用する権利を譲渡し若しくは転貸することができない。

(造作等の制限)

**第11条** 研修センターの利用者は、利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

**第12条** 研修センターの利用者は、利用中に生じた研修センターの建物又は設備を、棄損又は滅失した場合においては、町長の認定により損害を賠償しなければならない。

2 町長は、第6条の規定に基づく利用許可の取消しによって、研修センターの利用者が被った損害についての賠償の責めを負わない。

(町長による管理)

**第13条** 第3条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、研修センターの管理に係る業務を行うことができる。

(規則への委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年9月24日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月15日条例第15号）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 平成元年4月1日（以下「施行日」という。）以後使用するもので施行日の前日までに、すでに使用許可を受けたものについては、改正後の条例を適用する。ただし、改正前の条例の規定に基づ

き徴収した使用料は、改正後の条例の規定による使用料の内払いとみなす。

**附 則**（平成 3 年 3 月 13 日 条例第 6 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 9 年 3 月 19 日 条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以降使用するもので、施行日の前日までに、すでに使用許可を受けたものについては、改正後の条例を適用する。ただし、改正前の条例の規定に基づき徴収した使用料は、改正後の条例の規定による使用料の内払とみなす。

**附 則**（平成 12 年 3 月 17 日 条例第 23 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 12 年 規則 30 号により、同年 6 月 16 日から施行）

**附 則**（平成 14 年 6 月 20 日 条例第 16 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

**附 則**（平成 17 年 12 月 20 日 条例第 22 号）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に利用申し込みがされている同日以後の利用に係る利用料金の額については、この改正後の条例第 7 条による規定にかかわらず、この条例による改正前の条例第 7 条の規定による額とする。
- 3 指定管理者の指定その他指定管理者を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成 25 年 4 月 30 日 条例第 20 号）

この条例は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 9 月 18 日 条例第 24 号）

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他指定管理を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成 29 年 12 月 15 日 条例第 14 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 指定管理者の指定その他指定管理者を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**附 則**（平成 30 年 3 月 15 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**別表**（第 7 条関係）

| 貸室料   |  | 円             |
|-------|--|---------------|
| 室名    |  | 利用料金（1 時間あたり） |
| 宿泊室 1 |  | 1,620         |

| 宿泊料 1（食事料別） |    | 円          |
|-------------|----|------------|
| 室区分         |    | 一室当たりの利用料金 |
| 宿泊室 1       | 和室 | 54,000     |

| 宿泊料 2（食事料別） |        | 円          |
|-------------|--------|------------|
| 室区分         |        | 一人当たりの利用料金 |
| 宿泊室 2       | 洋室シングル | 32,400     |
| 宿泊室 3       | 洋室ダブル  | 32,400     |

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 宿泊室 4 | 洋室ツイン | 54,000 |
|-------|-------|--------|

改正

平成27年9月18日条例第22号

平成29年12月15日条例第15号

天塩町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 天塩町は、多様な人々の交流と地域福祉の向上及び観光産業の振興と地域経済の活性化等に寄与することを目的として、天塩町多目的交流施設（以下「多目的交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 多目的交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 てしお温泉夕映新館

位置 天塩町字サラキシ5807番地の4

(指定管理者による管理)

**第3条** 多目的交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の業務)

**第3条の2** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 多目的交流施設の利用許可に関する業務

(2) 多目的交流施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、多目的交流施設の運営に関して町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第3条の3** 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、多目的交流施設の管理を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

**第3条の4** 多目的交流施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

(2) 宿泊をするものは、午後3時から午前10時までとする。

(3) その他指定管理者が必要と認めたときは、町長の承認を得て利用時間を変更し、又は休館することができる。

(利用の許可)

**第4条** 多目的交流施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、許可を与える場合において、多目的交流施設の運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の不許可)

**第5条** 指定管理者は、公益上又は施設の保全上に支障があると認められるときは、利用を許可しないことができる。

(許可の取消し)

**第6条** 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取消し、利用を制限し、又は退去させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するとき。

(2) その他指定管理者が特に多目的交流施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料)

**第7条** 多目的交流施設の利用者は、その利用に係る利用料（以下「利用料」という。）を支払わなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 町長は、指定管理者に、利用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。  
（利用料の減免）

**第8条** 指定管理者は、公用に供し又は特別の事由により公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、前条に定める利用料の全部又は一部を減免することができる。  
（利用料の不還付）

**第9条** 既納利用料は、還付しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて多目的交流施設の利用を中止した場合、その他町長が返還することを相当と認めたときは、既納の利用料の全部又は一部を返還することができる。  
（目的外利用権利譲渡の禁止）

**第10条** 多目的交流施設の利用者は、許可目的以外の目的に利用し又はその利用する権利を譲渡し若しくは転貸することができない。  
（造作等の制限）

**第11条** 多目的交流施設の利用者は、利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。  
（損害賠償）

**第12条** 多目的交流施設の利用者は、利用中に生じた多目的交流施設の建物又は設備を棄損又は滅失した場合においては、町長の認定により損害を賠償しなければならない。  
2 町長は、第6条の規定に基づく利用許可の取消しによって、多目的交流施設の利用者が被った損害についての賠償の責めを負わない。  
（町長による管理）

**第13条** 第3条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、多目的交流施設の管理に係る業務を行うことができる。  
（規則への委任）

**第14条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年9月18日条例第22号）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。  
2 指定管理者の指定その他指定管理者を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 附 則（平成29年12月15日条例第15号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
2 指定管理者の指定その他指定管理者を指定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 別表（第7条関係）

貸室料1

円

| 室名         | 利用料金<br>（1時間当たり） |
|------------|------------------|
| 多目的交流室（1F） | 10,800           |

|          |       |
|----------|-------|
| 研修室（２Ｆ）  | 5,400 |
| 小会議室（２Ｆ） | 2,700 |

貸室料 2 円

| 室名          | 利用区分   | 利用料金   |
|-------------|--------|--------|
| コワーキング室（２Ｆ） | １時間当たり | 430    |
|             | １ヶ月当たり | 10,800 |

宿泊料（食事料別） 円

| 室名         | 一人当たりの利用料金 |
|------------|------------|
| 多目的交流室（１Ｆ） | 4,860      |
| 研修室（２Ｆ）    |            |
| 小会議室（２Ｆ）   |            |